

## 中国の研究生院規定に関する全訳

戚, 蕊

九州大学大学院人間環境学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/17038>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 12, pp.79-91, 2009-12. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

## 中国の研究生院<sup>1</sup>規定に関する全訳

1. 『普通高等学校<sup>2</sup>教育評価暫定規定』（1990年）全訳
2. 『研究生院設置暫定規定』（1995年）全訳
3. 『試行的な研究生院を評価して、正式的な研究生院への転換に関する通知』（2004年）全訳

戚 蕊

(九州大学／大学院生)

### 1. 『普通高等学校教育評価暫定規定』（1990年）全訳

(中華人民共和国国家教育委員会令第14号)

1990年10月に『普通高等学校教育評価暫定規定』が公布された。これは中国高等教育における高等教育評価に関する最初の専門的法規である。中国の高等教育評価に里程標の意義があると考えられる。この法規は高等教育に関する評価の形式、評価機構と評価プロセスを規定し、大学の評価活動に法的基盤を提供する。以下、『普通高等学校教育評価暫定規定』の全訳を提示することにする。

(本文)

#### 第一章 総則

第一条 中国の特色的な社会主義の高等学校を建設し、国家が普通高等教育をマクロに管理することを強化し、普通高等学校の教育評価を指導するために、本規定を制定する。

第二条 普通高等学校の教育評価の主な目的は、高等学校が自発的に社会需要に応じる能力を増強し、社会が大学教育を監督する作用を発揮し、自覚的に高等教育の社会主義方向を堅持し、不斷的に学校の運営水準と教育の質を向上させ、よりよく社会主義の建設に奉仕させることである。

第三条 普通高等学校の教育評価の基本任務は、一定程度の教育目標と基準によって、学校教育の主な情報を系統的に収集することを通じて、正確

に実際状況を了解し、科学的に分析し、学校の運営水準と教育の質を評価し、学校の仕事の改善と教育改革の展開、教育管理部门のマクロな管理の改善への依拠を提供することである。

第四条 普通高等学校教育評価は、社会主義の運営方向を堅持する。「教育が社会主義建設に奉仕し、生産労働と結びあい、徳と知恵と体育との三つで発展する」という方針を慎重にかつ徹底的に実行し、終始正しい政治方向を堅持することを第一にして、社会主義建設の需要に満足する社会主義の建設者と後継者を養成することを学校の運営水準と教育の質の基本基準とする。

第五条 普通高等学校教育評価は主に合格評価(鑑定)と運営水準評価と優秀を選ぶ三つの基本形式である。各種の評価形式は相応しい評価のプ

<sup>1</sup>中国の研究生院とは、主に修士と博士を養成する任務を負う大学で、修士教育と博士教育の教育勤務を組織、実施する管理機構である。

<sup>2</sup>中国の普通高等学校とは、全日制を主たる教育形式とする大学である。

ランを制定しなければならない（評価標準と評価指標体系と評価方法が含まれる）。評価プランは成るべき科学的で、利便性があり、実施の可能性があり、実効性を重視する。各種の学校の積極性を出しやすく、基本的な教育の質を保証することに基づき、各特色を反映したものとする。

第六条 普通高等学校教育評価は国家から高等教育学校を監督する重要な形式である。各級の人民政府と各自の教育行政部門が実施する。

学校の自己評価を基礎にして、その上、党政の各関係部門と教育界、知識界、及び人を使う機関を組織して行った社会評価を重点にして、政策上、個別的に対処し、優秀なのは奨励し、悪いのは罰する原則を体現して、学術機構と社会団体の参加を奨励する。

## 第二章 合格評価

第七条 合格評価は、国家が建設したばかりの普通高等学校の基本的な運営条件と基本的な教育の質に対して、承認を行う制度である。国家教育委員会が実施する。承認を得て新しく成立した普通高等学校の第一回卒業生が出たときに行う。

第八条 学校の運営条件の合格標準は「普通高等学校設置暫定条例」に依拠とする。教育の質の鑑定の合格標準は「中華人民共和國学位条例」の中にある学位授与権標準の規定と国家の違うレベルの教育の養成目標と専攻（学科）の基本的な養成規格を依拠としている。

第九条 評価による合格は合格、暫緩通過と不合格と言う三つの種類を分ける。合格に鑑定した学校のリストは、国家教育委員会から公布されて、合格証明書を交付される。暫緩通過に鑑定した学校は、規定された期限に、措置を取らせ、運営条件を改善させ、教育の質を向上させ、新たな評価を受けさせる。不合格に鑑定した学校は、国家教育委員会は状況によって、限りの期間に調整させ、学生募集を止めさせ、または学校を廃止させる。

## 第三章 学校運営水準評価

第十条 運営水準評価は、評価に合格した学校に対して普遍的な評価することである。学校全体

の運営水準の総合的な評価と思想政治教育、専攻（学科）、課程と他の教育活動についての項目別評価と分けられる。

第十一条 運営水準の総合的な評価は、国家が類別の学校を規定した任務と目標に基づいて、上級政府と関係ある主管部門が組織的に行う評価である。その目的は全面的に学校の運営の指導思想を、党と国家の路線、方針、政策を徹底的に実行する状況、学校の建設状況、思想政治工作、人材の養成、科学研究、社会に奉仕する水平と質をチェックすることである。学校リーダーなどの組織的な建設、マルクス・レーニン主義教育、学生思想政治教育の状況が重点である。これは各級政府と学校の主管部門による学校に対する監督と審査の重要な形式である。

一般的に、運営水準の総合的な評価は4-5年おきに行う（学校のリーダーの任期と一致）。総合的な評価を終えた後で、結論をし、成績を評定し、問題点を指摘し、改善意見を提示する。必要な時上級人民政府または学校主管部門が有効期間で改善させる命令を出す。学校は総合的な評価が終わってから3か月間に上級人民政府または学校主管部門に改善報告書を出さなければならない。上級人民政府または学校主管部門が再検査を行わなければならない。

第十二条 思想政治教育、専攻（学科）、課程または他の教育工作の項目別評価は、主に国務院が関わる部門と省（自治区、直轄市）教育行政部門によって行われる。その目的は、学校間の思想政治教育、専攻（学科）、課程または他の単項教育活動を比べて評価して、教育工作の状況を診断し、教育工作の経験を交流し、相互の学習を促進し、共同的に向上する。評価を終えた後で、評価された学校に対して、それぞれの評価報告書を提出し、評価結果を示さなければならない。結論は優秀、良好、合格、不合格の四つに分ける。教育評価を実施する国務院の関係部門または省（自治区、直轄市）教育行政部門が結論が不合格であった学校に対して、一定の期間内で改善させ、また再評価を行う。

## 第四章 優秀校選定評価

第十三条 優秀校選定評価は、普通高等学校における行う選抜活動である。その目的は、運営水準評価に基づいて、優秀校を選抜し、優秀校を支援し、競争を促進し、水準を上げることである。

第十四条 優秀校を選ぶ評価が省（部門）と国家の二つレベルを分ける。評価結果によって、順番を並べるまたは優秀校のリストを確定し、公表し、成績が卓越の学校に表彰と奨励を与える。

## 第五章 学校内部評価

第十五条 学校内部評価、即ち学校内部を自発的に実施する自己評価である。それは学校管理を強化する重要な手段で、各級人民政府と教育行政部門が実施した普通高等学校の教育評価活動の基盤である。その目的は自己評価を通じて、不断的に学校運営水平と教育の質を向上し、自発的に社会主義の建設の需要に適応させることである。学校の主管部門は奨励し、指示、指導を提供すべきである。

第十六条 学校内部評価の重点は思想政治教育、専攻（学科）、課程または他の教育活動の項目別評価である。学校内部評価の基盤は通常教学評価活動である。学校は実際の状況と本規定の要求によって、自己評価計画、評価対象、評価方案、評価結果の表明の方法及び関連の政策措置を確定する。

第十七条 学校は卒業生への追跡調査と、求人機関と十分に連絡しやすい制度を制定すべきである。社会需要を把握し、社会のフィードバック情報を収集して、学校の内部評価を行う重要な根拠とする。

## 第六章 評価機構

第十八条 国務院と省（自治区、直轄市）人民政府の指導の下、教育委員会、国務院の各関係部門教育行政部門と省（自治区、直轄市）高校工委、教育行政部門が普通高等学校教育評価指導組を設立し、具体機構を確定して教育評価の日常勤務の責任を負う。

第十九条 国家普通高等学校教育評価指導組は、国家教育委員会の指導の下、全国普通高等学校の

教育評価活動を管理する。その具体的な責任は次のとおりである。

（一）普通高等学校教育評価の基本的な準則と実施細則を制定する。

（二）各部門、各地区の普通高等学校の教育評価活動を指導、協調、検査し、需要に応じて各種類の評価工作与試験的に行うことを組織する。

（三）評価合格した学校を審査して、そのリストを国家教育委員会に提出して、許可をえた後公表する。学校による教育評価活動と評価結果の不服申し立てを扱う。

（四）全国の教育評価情報を収集、整理、分析し、教育管理政策を決定する部門に提供する。

（五）全国の教育評価理論と方法の研究活動を進め、教育評価の学術交流を促進し、教育評価の中堅のトレーニングを組織する。

第二十条 省（自治区、直轄市）の高校工委、教育行政部門と国家普通高等学校の教育評価指導組の指導の下、省（自治区、直轄市）普通高等学校の教育評価指導組は、全省（自治区、直轄市）の普通高等学校教育評価工作に責任を負う。具体的な責任は：

（一）当該規定と国家教育委員会に関する書類によって、当該地区の評価方案と実施細則を制定する。

（二）当該地区のあらゆる普通高等学校の教育評価活動を指導、組織する。国家教育委員会の委託を受け、教育評価を試験的に行う。

（三）当該地区の高等学校思想政治教育、専攻（学科）、課程及び他の個別項目の教育工作評価の結論を審査、許可する。

（四）当該地区の教育評価情報を収集、整理、分析し、関連の教育管理政策を決定する部門に提供する責任を負う。

（五）当該地区の教育評価理論と方法の研究を推進する、教育評価の学術交流を促進する、教育評価の中堅のトレーニングを組織する。

第二十一条 国务院の関連部門の教育行政部門と国家普通高等学校教育評価指導組の指導の下、国务院に關係ある部門の普通高等学校教育評価指導グループは、直属普通高等学校と国家教育委員会が委託した社会需要と合致する専攻（学科）の教育評価工作に責任を負う。具体的な責任は以下の通りである。

（一）当該規定と国家教育委員会の関連文書によって、当該部門に所属する普通高等学校と国家教育委員会の委託した社会需要と合致する専攻（学科）の教育評価方案と実施細則を制定する。

（二）当該部門に所属する普通高等学校の教育評価工作进行を指導、組織し、本部門に所属する普通高等学校の教育評価の結論を審査、許可する。

（三）国家教育委員会が委託した社会需要と合致する専攻（学科）の教育評価活動を指導、組織し、社会需要と合致する専攻（学科）を審査、提出し、国务院の關する部門教育行政部門に報告、許可された後、公表する。

（四）当該部門と社会需要の合致する専攻（学科）の教育評価情報を収集、整理、分析し、関連政策を決定する部門に提供する。

（五）当該部門と社会需要と合致する専攻（学科）の教育評価理論、方法の研究活動を進め、教育評価学术交流を促進し、教育評価中堅担当者のトレーニングを行う。

第二十二条 需要によって、各級の高等学校教育評価指導グループの指導の下、新建普通高等学校鑑定委員会、普通高等学校専攻（学科）教育評価委員会、普通高等学校課程教育評価委員会などの専門家組織を設置して、新しく建設した普通高等学校の合格評価と専攻（学科）、課程の運営水準の評価活動を組織、指導する。

## 第七章 評価プロセス

第二十三条 学校教育評価の通常のプロセスは：学校が申請を提出し、評価委員会が審査し、学校が自己評価して、自己評価の報告書を書き、評価委員会が視察グループを派遣し、視察グループが現場で視察して、視察報告書を書き、簡単な

評価結論を提出し、評価委員会が視察報告書をチェックし、正式的な評価結論を提出し、必要に応じ、關係教育行政部門と各級政府に報告、評価結果を公表する。

第二十四条 申請学校は評価結論について異なる意見を持つ場合、一ヶ月間内に、上位の普通高等学校教育評価指導グループに上訴する。上位の教育評価指導グループは慎重に検討し、仲裁を行い、適切に処理する。

## 第八章 付則

第二十五条 学校教育評価の経費は關係教育行政部門の年度予算に入れる。社会の支援を奨励し、教育評価を申請する学校が一定の費用を担わなければならない。

第二十六条 当該規定は普通高等学校で行う。他の高等学校教育評価の参考に資する。

第二十七条 当該規定は国家教育委員会が責任を持って解釈する。

第二十八条 当該規定は公布してから、実施する。元の公布した関連の書類を廃止する。

出典：中華人民共和国教育部

<http://www.moe.gov.cn/edoas/website18/level3.jsp?tablename=1528&infoid=16866>（最終アクセス日：2009年7月24日）

（原文）

## 普通高等学校教育评估暂行规定

（中华人民共和国国家教育委员会令第14号）

### 第一章 总则

第一条 为了建设有中国特色的社会主义高等学校，加强国家对普通高等教育的宏观管理，指导普通高等学校的教育评估工作，特制定本规定。

第二条 普通高等学校教育评估的主要目的，是增强高等学校主动适应社会需要的能力，发挥社会对学校教育的监督作用，自觉坚持高等教育的社



会主义方向，不断提高办学水平和教育质量，更好地为社会主义建设服务。

第三条 普通高等学校教育评估的基本任务，是根据一定的教育目标和标准，通过系统地搜集学校教育的主要信息，准确地了解实际情况，进行科学分析，对学校办学水平和教育质量作出评价，为学校改进工作、开展教育改革和教育管理部门改善宏观管理提供依据。

第四条 普通高等学校教育评估坚持社会主义办学方向，认真贯彻教育为社会主义建设服务、与生产劳动相结合、德智体全面发展地方针，始终把坚定正确的政治方向放在首位，以能否培养适应社会主义建设实际需要的社会主义建设者和接班人作为评价学校办学水平和教育质量的基本标准。

第五条 普通高等学校教育评估主要有合格评估（鉴定）、办学水平评估和选优评估三种基本形式。各种评估形式应制定相应的评估方案（含评估标准、评估指标体系和评估方法），评估方案要力求科学、简易、可行、注重实效，有利于调动各类学校的积极性，在保证基本教育质量的基础上办出各自的特色。

第六条 普通高等学校教育评估是国家对高等学校实行监督的重要形式，由各级人民政府及其教育行政部门组织实施。

在学校自我评估的基础上，以组织党政有关部门和教育界、知识界以及用人单位进行的社会评估为重点，在政策上体现区别对待、奖优罚劣的原则，鼓励学术机构、社会团体参加教育评估。

## 第二章 合格评估（鉴定）

第七条 合格评估（鉴定）是国家对新建普通高等学校的基本办学条件和基本教育质量的一种认可制度，由国家教育委员会组织实施，在新建普通高等学校被批准建立之后有第一届毕业生时进行。

第八条 办学条件鉴定的合格标准以《普通高等学校设置暂行条例》为依据，教育质量鉴定的合格标准以《中华人民共和国学位条例》中关于学位授权标准的规定和国家制订的有关不同层次教育的培养目标和专业（学科）的基本培养规格为依据。

第九条 鉴定合格分合格、暂缓通过和不合格三种。鉴定合格的学校，由国家教育委员会公布名单并发给鉴定合格证书。鉴定暂缓通过的学校需在规定期限内采取措施，改善办学条件，提高教育质量，并需重新接受鉴定。经鉴定不合格的学校，由国家教育委员会区别情况，责令其限期整顿、停止招生或停办。

## 第三章 办学水平评估

第十条 办学水平评估，是对已经鉴定合格的学校进行的经常性评估，它分为整个学校办学水平的综合评估和学校中思想政治教育、专业（学科）、课程及其他教育工作的单项评估。

第十一条 办学水平的综合评估，根据国家对不同类别学校所规定的任务与目标，由上级政府和有关学校主管部门组织实施，目的是全面考察学校的办学指导思想，贯彻执行党和国家的路线、方针、政策的情况，学校建设状况以及思想政治工作、人才培养、科学研究、为社会服务等方面的水平和质量。其中重点是学校领导班子等的组织建设、马列主义教育、学生思想政治教育的状况。这是各级人民政府和学校主管部门对学校实行监督和考核的重要形式。

办学水平的综合评估一般每四至五年进行一次（和学校领导班子任期相一致），综合评估结束后应作出结论，肯定成绩，指出不足，提粗改进意见，必要时由上级人民政府或学校主管部门责令其限期整顿。学校应在综合评估结束后的三个月内向上级人民政府和学校主管部门写出改进报告，上级人民政府和学校主管部门应组织复查。

第十二条 思想政治教育、专业（学科）、课程或其他教育工作的单项评估，主要由国务院有关部门和省（自治区、直辖市）教育行政部门组织实施。目的是通过校际间思想政治教育、专业（学科）、课程或其他单项教育工作的比较评估，诊断教育工作状况，交流教育工作经验，促进相互学习，共同提高。评估结束后应对每个被评单位分别提出评估报告并作出评估结论，结论分为优秀、良好、合格、不合格四种，不排名次。对结论定为不合格的由组织实施教育评估的国务院有关部门或省（自治区、

直辖市)教育行政部门责令其限期整顿,并再次进行评估。

#### 第四章 选优评估

第十三条 选优评估是在普通高等学校进行的评比选拔活动,其目的是在办学水平评估的基础上,遴选优秀,择优支持,促进竞争,提高水平。

第十四条 选优评估分省(部门)、国家两极。根据选优评估结果排出名次或确定优选对象名单,予以公布,对成绩卓越的给予表彰、奖励。

#### 第五章 学校内部评估

第十五条 学校内部评估,即学校内部自行组织实施的自我评估,是加强学校管理的重要手段,也是各级人民政府及其教育行政部门组织的普通高等学校教育评估工作的基础,其目的是通过自我评估,不断提高办学水平和教育质量,主动适应社会主义建设需要。学校主管部门应给予鼓励、支持和指导。

第十六条 学校内部评估的重点是思想政治教育、专业(学科)、课程或其他教育工作的单项评估,基础是经常性的教学评估活动。评估计划、评估对象、评估方案、评估结论表达方式以及有关政策措施,由学校根据实际情况和本规定的要求自行确定。

第十七条 学校应建设利毕业生跟踪调查和与社会用人单位经常联系的制度,了解社会需要,收集社会反馈信息,作为开展学校内部评估的重要依据。

#### 第六章 评估机构

第十八条 在国务院和省(自治区、直辖市)人民政府领导下,国家教育委员会、国务院有关部门教育行政部门和省(自治区、直辖市)高校工委、教育行政部门建立普通高等学校教育评估领导小组,并确定有关具体机构负责教育评估的日常工作。

第十九条 国家普通高等学校教育评估领导小组,在国家教育委员会的领导下,负责全国普通高等学校教育评估工作。其具体职责是:

(一) 制订普通高等学校教育评估的基本准则和实施细则;

(二) 指导、协调、检查各部门、各地区的普通高等学校教育评估工作,根据需要组织各种评估工作或试点;

(三) 审核、提出鉴定合格学校名单报国家教育委员会批准公布,接受并处理学校对教育评估工作及评估结论的申诉;

(四) 收集、整理和分析全国教育评估信息,负责向教育管理决策部门提供;

(五) 推动全国教育评估理论和方法的研究,促进教育评估学术交流,组织教育评估骨干培训。

第二十条 省(自治区、直辖市)普通高等学校教育评估领导小组在省(自治区、直辖市)的高校工委、教育行政部门和国家普通高等学校教育评估领导小组指导下,负责全省(自治区、直辖市)普通高等学校教育评估工作。其具体职责是:

(一) 依据本规定和国家教育委员会有关文件,制订本地区的评估方案和实施细则;

(二) 指导、组织本地区所有普通高等学校的教育评估工作,接受国家教育委员会委托进行教育评估试点。

(三) 审核、批准本地区有关高等学校思想政治教育、专业(学科)、课程及其他单项教育工作评估的结论;

(四) 收集、整理和分析本地区教育评估信息,负责向有关教育决策部门提供;

(五) 推动本地区教育评估理论和方法的研究,促进教育评估学术交流,组织教育评估骨干培训。

第二十一条 国务院有关部门普通高等学校教育评估领导小组,在国务院有关部门教育行政部门和国家普通高等学校教育评估领导小组领导下,负责直属普通高等学校和国家教育委员会委托的对口专业(学科)的教育评估工作。其具体职责是:

(一) 依据本规定和国家教育委员会有关文件,制订本部门所属普通高等学校和国家教育委员会委托的对口专业(学科)的教育评估方案和实施细则;

(二) 领导和组织本部门直属普通高等学校的教育评估工作,审核、批准本部门直属普通高等学校教育评估的结论;

(三) 领导和组织国家教育委员会委托的对口专业(学科)教育评估,审核、提出对口专业(学科)教育评估结论,报国务院有关部门教育行政部门批准公布;

(四) 收集、整理、分析本部门和对口专业(学科)教育评估信息,负责向有关教育决策部门提供;

(五) 推动本部门和对口专业(学科)教育评估理论、方法的研究,促进教育评估学术交流,组织教育评估骨干培训。

第二十二条 根据需要,在各级普通高等学校教育评估领导小组领导下,可设立新建普通高等学校鉴定委员会、普通高等学校专业(学科)教育评估委员会、普通高等学校课程教育评估委员会等专家组织,指导、组织新建普通高等学校的合格评估(鉴定)和专业(学科)、课程的办学水平评估工作。

## 第七章 评估程序

第二十三条 学校教育评估的一般程序是:学校提出申请;评估(鉴定)委员会审核申请;学校自评,写出自评报告;评估(鉴定)委员会派出视察小组到现场视察,写出视察报告,提出评估结论简议;评估(鉴定)委员会复核视察报告,提出正式评估结论;必要时报请有关教育行政部门和各级政府批准、公布评估结论。

第二十四条 申请学校如对评估结论有不同意见,可在一个月内向上一级普通高等学校教育评估领导小组提出申诉,上一级教育评估领导小组应认真对待,进行仲裁,妥善处理。

## 第八章 附则

第二十五条 学校教育评估经费列入有关教育行政部门的年度预算,并鼓励社会资助;申请教育评估的学校也要承担一定的费用。

第二十六条 本规定使用于普通高等学校。其他高等学校教育评估可参照实施。

第二十七条 本规定由国家教育委员会负责解释。

第二十八条 本规定自发布之日起施行。愿发布的有关文件即行废止。



## 2. 『研究生院設置暫定規定』（1995年）全訳

番号：教研「1995」1号

1982年12月に中国の第五届全国人民代表大会は「研究生院」というタームを始めて発表した。その後、試行的に研究生院を設立することが始まった。試行研究生院の試行結果をまとめた上で、1995年10月に、旧国家教育委員会が『研究生院設置暫定規定』を公布した。この法規は中国の研究生院教育の発展に非常に重要な位置づけにあると考えられる。以下、『研究生院設置暫定規定』の全訳を提示することにする。

(本文)

第一条 研究生院の設置のマクロな管理を強化し、研究生の教育の質と大学運営効率を向上し、研究生教育基盤を構築することを促進するために、国务院の「高等教育管理職責暫定規定」によって、本規定を制定する。

第二条 本規定にいう研究生院とは、主に研究生を養成する任務を負う大学における研究生の教育の仕事を組織、実施する管理機構である。

一般的に、科学研究機構は研究生院を設置しない。ただし科学研究機構は条件と需要があれば、研究生を養成する任務を負う大学と連携して、大学を主として研究生院設置申請を提出してもいい。

第三条 研究生院を設置することは、国家経済の構築と社会の発展と科学技術の進歩がハイレベルの専門人材の需要、及び研究生教育の発展計画に合わなければならない。

第四条 研究生院を設置したい大学は、国家の教育方針を全面、徹底的に実行し、比較的の高い運営水準と良好な運営基盤を持ち、全体の実力と学部教育水準は全国の同類の大学において、先頭に立ち、国内外にある程度の影響を及ぼさなければならない。

1. 大学の学部と研究生の教育の質がより高い。関連の学部生と研究生教育の質の審査と評価の活動に、評価結論が優良で、社会の各界から大学と卒業生に対する印象が良好こと。

2. 大学教員の陣容の構成は適切である。教員の陣容に、博士と修士学位を得た教員の比率が高い。高級専門技術職員の比率が適切で、学術水準が比較的が高い。高級専門技術職員を招聘する方法と

研究生の指導教官を選抜する方法は厳格であること。

3. 大学の核の学科は専門の水準が高く、大学運営の効率がよい。設置した学部の専攻に、修士と博士学位の授与資格を持っている学科と専攻が広く専攻を持ち、かつ若干の学科が国内の先頭にある。在学大学院生はある程度の規模を持つ。研究生と学部生の比率、博士課程の学生と修士課程の学生の比率はある程度基準に合致しなければならないこと。

4. 大学の科学研究水準がより高く、科学研究条件は良好である。科学研究の任務、ハイレベルの授業と科学研究の成果がより多く、教員の一人当たりの平均科学研究経費がより高いし、国家の経済の構築と社会の発展と科学技術の進歩に貢献をする。教育、実験設備が進んでおり、国内外の学術交流が多いこと。

5. 研究生の管理制度が完備しており、管理機構が健全で、管理水準がより高く、十期以上の博士教育経験を持っていること。

第五条 研究生院の設置において、国家教育委員会は計画、審査、許可の責任を負う。

第六条 国家教育委員会は研究生院の設置の需要によって、関連の専門家を招聘して研究生院設置専門家諮問組を設置する。専門家諮問組は関連の届けと評価結果によって、公正かつ民主的な評議を通じて、国家教育委員会に諮問意見を提出する。

第七条 研究生院の設置は、試行の段階を経なければならない。

研究生院を設置したい大学は、その主管部門に

統一的に配置され、国家教育委員会に試行の研究生院設置申請を提出する。

試行の研究生院を設置することが採択された後、3年間の試行期間がある。試行期間を満了すると、その主管部門が国家教育委員会に試行の研究生院の仕事の総括書と正式の研究生院設置申請を提出する。

国家教育委員が試行の研究生院に対して、審査評価を組織する。合格すれば、正式の研究生院を設置する。

第八条 研究生院は全面的に国家の教育方針を実行し、国家の研究生教育と学位に関する法規と政策を執行し、大学の統一的な指導の下、以下のような職責を履行する：

1. 大学の研究生教育の改革を実施し、学校の発展の問題を決定することに参与し、研究生の教育研究を展開すること。

2. 国家の計画、科学技術の発展、社会の需要と可能の条件によって、大学の研究生の教育発展の中長期計画と年度の募集計画を制定すること。

3. 研究生教育の規定を制定し、研究生教育管理の日常勤務を遂行し、研究生の指導教官を選抜し、研究生管理幹部のチームを構築することを強化し、研究生の教育の質と学位授与の質を審査、評価すること。

4. 学科建設を強化し、学科建設を計画することに参画し、学科の結構を調整、優れさせ、新興の学科、関連の学科と先端技術の発展を促進すること。

5. 研究生教育に関する各種経費、基金を統一的に管理し、研究生の授業と管理職員の編制を合理的に使い、研究生教育に関する建設項目と経費予算を確定することに参与する。

6. 上級部門と大学に委託された他の仕事を負うこと。

第九条 研究生院は院長を一名設置する。校長または副校長が兼任する。副院長は一名乃至三名で、うち研究生の全面的に日常勤務を主管する専任副院長を備えなければならない。

研究生院は職責と任務によって、簡潔な高い効率の原則に沿って、職能の部門を設置する。研究生院では独立の厚生施設を設置してはいけない。

研究生院は必要な職員編制と独立の経費予算を設置しなければならない。

第十条 研究生院は研究生を主管する系主任（院長、所長）、職能部門内の責任者を招集し、会議を開き、仕事を協調することができる。

第十一条 以下の一つある状況があれば、国家教育委員会は批判、または一定の期間調整させて、研究生院を取り消し、停止させるなどの決定をするし、関連の責任者に対して、法規に従って、行政罰則を与える：

1. 国家教育委員会の許可を得ず、試行または正式的な研究生院を設置すること。
2. 研究生院の運営条件が規定を満たさないこと。
3. 研究生院の審査、評価で、不合格になること。
4. 研究生教育と学位の規定と条例を極度に違反すること。

第十二条 国家教育委員会が決定した大学院の取り消し、停止の罰則に対して、不服の場合、法規に従って、行政の再度審議を申請することができる。

第十三条 本規定は公布されてから実行する。

出典：中華人民共和國教育部  
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/01/info12801.htm>（最終アクセス日：2009年7月24日）

(原文)

## 研究生院設置暫行規定

教研〔1995〕1号

第一条 为了加强研究生院设置的宏观管理，提高研究生教育质量和办学效益，促进研究生教育基地建设，根据国务院《高等教育管理职责暂行规定》，制定本规定。

第二条 本规定所称的研究生院，主要是指在承担研究生培养任务的高等学校中组织实施研究生教育工作的管理机构。

科研机构一般不设研究生院。确有条件和需要的，可与承担研究生培养任务的高等学校联合，以高等学校为主申请设置研究生院。

第三条 设置研究生院应当符合国家经济建设、社会发展和科技进步对高层次专门人才的需求，以及研究生教育的发展规划。

第四条 设置研究生院的高等学校，应当全面贯彻国家的教育方针，具有较高的办学水平和良好的办学基础，其整体实力和本科教育水平在全国同类高等学校中居于前列，在国内外具有一定的影响。

1、学校本科和研究生教育质量较高。在有关本科生和研究生教育质量检查评估中评价优良，社会各界对学校及其毕业生反映较好。

2、学校师资队伍结构合理。师资队伍中博士、硕士学位获得者比例较高；高级专业技术职务人员比例合理，学术水平较高；学校评聘高级专业技术职务及遴选研究生指导教师严格。

3、学校主干学科专业水平较高、办学效益较好。在学校设置的本科专业中，硕士和博士学位授权学科、专业覆盖较宽，并有若干学科居国内领先水平。在校研究生有一定规模；研究生与本科生之比、博士生与硕士生之比，应达到一定的要求。

4、学校科研水平较高，科研条件较好。科研任务、高水平教学和科研成果较多，教师人均科研经费较高，对国家经济建设、社会发展和科技进步贡献较大；教学、实验设备先进，国内外学术交流广泛。

5、研究生教育管理制度完备，管理机构健全，管理工作水平较高，已有十届以上的博士生教育经验。

第五条 研究生院设置，由国家教育委员会负责规划、审批。

第六条 国家教育委员会根据研究生院设置工作需要，聘请有关专家组成研究生院设置专家咨询组。专家咨询组根据有关申报材料 and 评估结果，通过公正民主的评议，向国家教育委员会提出咨询意见。

第七条 设置研究生院；需经过试点阶段。

拟设置研究院的高等学校，应由其主管部门按照统一部署，向国家教育委员会提出试办研究生院的申请。

经批准试办研究生院试办期一般为3年。试办期满，应由其主管部门向国家教育委员会提交试办研究生院工作总结和正式建院申请。

国家教育委员会组织对试办研究生院进行考核评估。试办合格的，批准其正式建院。

第八条 研究生院应全面贯彻国家的教育方针，认真执行国家研究生教育与学位工作的有关法规和政策，在学校统一领导下，履行以下职责：

1、组织学校研究生教育的改革，参与有关学校发展问题的决策，开展研究生教育研究工作；

2、据国家计划、科技发展、社会需要和可能条件，研究制订学校研究生教育发展的中长期规划和年度招生计划；

3、制订研究生教育的各项规章制度，做好研究生教育管理的日常工作，遴选研究生指导教师，加强研究生管理干部队伍建设，对研究生教育和学位授予质量进行检查和评估；

4、加强学科建设，参与制订学校学科建设规划，调整和优化学科结构，促进新兴学科、交叉学科和高新技术的发展；

5、统一管理有关研究生教育的各种经费、基金，合理使用研究生教学和管理人员编制，参与确定学校涉及研究生教育的建设项目和经费预算；

6、承担上级部门和学校委托的其他工作。

第九条 研究生院设院长一人，由校长或副校长兼任；副院长一至三人，其中应有一位主持研究生日常全面工作的专职副院长。

研究生院应根据其职责及承担的任务，本着精简高效的原则，设置职能处、室。研究生院不单设后勤机构。

研究生院在应有必要人员编制和单独的经费预算。

第十条 研究生院可召集主管研究生工作系主任（院长、所长）、学校职能部内负责人会议，协调有关工作。

第十一条 有以下情形之一的，由国家教育委员会给予通报批评、或限期整顿、作出取消试办研究生院、停办研究生院等处罚决定，对有关责任人员，依法给予行政处分：

- 1、未经国家教育委员会批准，擅自试办或建立研究生院的；
- 2、研究生院办学条件达了不到规定要求的；
- 3、在有关研究生院的考核评估中不合格的；
- 4、严重违反有关研究生教育和学位工作的规章、条例的。

第十二条 对国家教育委员会作出的取消试办研究生院、停办研究生院的处罚决定不服，可以依法申请行政复议。

第十三条 本规定自发布之日起施行。



### 3. 『試行的な研究生院を評価して、正式的な研究生院への転換に関する通知』（2004年）全訳

教研オフィス「2004」1号

2000年6月に教育部は北方交通大学等22校を試行的な研究生院として設置することを採択した。2004年2月に、教育部は『試行的な研究生院を評価して、正式的な研究生院への転換に関する通知』という公文書を提出し、北方交通大学等22校が正式的に研究生院に転換するために、自己評価を始めた。2005年5月に、北方交通大学等22校が教育部与研究生教育发展中心による評価に合格して、正式的に研究生院に転換した。以下、『試行的な研究生院を評価して、正式的な研究生院への転換に関する通知』の全訳を提示することにする。

（本文）

研究生院は中国高いレベルの人材養成と国家の重大科学技術問題の解決の重要な拠点で、試行的な研究生院を設置するのは中国の研究生院教育を発展させる重要な一つ措置である。「研究生院設置暫定規定」に基づいて、教育部は試行的な研究生院に対して、審査、評価を組織的に行う。評価に合格することにより、正式的な研究生院を設置する。そのため、試行的な研究生院に対して、評価を行うことを決定する。ここに以下のように通知する：

一、試行的な研究生院に対して評価を行う目的は、評価を通じて、研究生を養成する拠点の設置と発展を促進し、中国の研究生教育の質の保証メカニズムを改善し、研究生院教育がよりよく我が国の社会主義の現代化建設と高い素質の人材の発展需要に応じることである。

二、2000年、教育部の許可を得て、試行的に研究生院を設置した北京交通大学等22校は当該評価に参加しなければならない。教育部は評価の結果によって、試行的な研究生院が正式的な研究生院に転換することを決定する。

三、関係ある大学の自己評価は、今回試行的な研究生院が正式的に研究生院に転換する評価の基礎である。大学は研究生院教育拠点の設置について真剣に自己評価して、自己評価報告書を提出するものとする。主な内容は学科建設基準、學術陣容の構築、研究生院の養成、とりわけ研究生の創造能力の養成、学位と研究生教育の質の保証メカニズムの確立と改善、及び研究生院の建設の方面

の発展状況について、採用した措置と得た成績、当該大学の優勢と特色、直面する問題、及び将来の発展計画と建設措置などを含んでいる。以上によって、教育部に正式的な研究生院を設置する申請をする。自我評価報告書は申請書の付録として、35部をコピーし、3月20日までに、送付すること。

四、我が部門は専門家を組織して、関係大学の自己評価を詳細に検討し、試行的に研究生院を設置する状況の届けを聞き取る。更に、これによって、正式研究生院を転換することについて、諮問意見を提出する。

五、評価を具体的に組織することを教育部与研究生教育发展中心に委託した。関連内容は別途通知する。

部研究生オフィス

2004年2月12日

出典：中華人民共和国教育部

<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/23/info4323.htm>（最終アクセス日：2009年7月24日）

（原文）

#### 关于对试办研究生院进行评估转正工作的通知

教研办[2004]1号

研究生院是我国高层次人才培养和解决国家重大科技问题的重要基地，试办研究生院是发展我国研究生教育的一项重要举措。根据《研究生院设置暂行规定》，由教育部组织对试办研究生院进行

考核评估，评估合格的，批准其正式建院。为此，决定对试办研究生院进行评估。现将有关事宜通知如下：

一、对试办研究生院进行评估的目的是，通过评估，促进研究生培养基地的建设和发展，完善我国研究生教育质量保证机制，使研究生教育更好地适应我国社会主义现代化建设和高素质人才发展的需要。

二、2000年经教育部批准试办研究生院的北京交通大学等22所高等学校须参加本次评估。教育部将根据评估结果，决定是否批准试办研究生院的高等学校正式建立研究生院。

三、有关高等学校的自我评估是本次试办研究生院转正评估的基础。有关高等学校应就研究生教育基地建设进行认真的自我评估，并提交自我评估报告。主要内容包括学科建设水平、学术队伍建设、研究生培养特别是研究生创新能力培养、学位与研究生教育质量保证机制的建立与完善以及研究生院自身建设等方面的发展状况，采取的措施和取得的成绩，本校的优势和特色，存在的问题以及今后的发展规划和建设措施等。并据此向教育部提出正式建立研究生院的申请报告。请将自我评估报告作为转正申请报告的附件一式35份于3月20日前报我办。

四、我部将组织专家组审阅有关高等学校的自我评估报告，听取有关试办研究生院建设情况的汇报，并据此提出有关试办研究生院转正的咨询意见。

五、本次评估的具体组织工作委托教育部学位与研究生教育发展中心组织进行。有关事宜由该中心另行通知。

部研究生工作办公室

二〇〇四年二月十二日